

令和7年度 償却資産(固定資産税)申告の手引 横浜市

償却資産の申告期限は令和7年1月31日(金)です。

- ◆1月1日現在で償却資産(詳細は2ページ参照)を所有している方は、申告義務があります。
- ◆提出先は、横浜市償却資産センター(財政局償却資産課)です。詳しくは6ページを御覧ください。なお、区役所には償却資産の窓口はございませんので御注意ください。

◆◆◆ 申告の際のお願い ◆◆◆

- ☆ 申告書を郵送で提出される場合に、宛先として使用していただけるラベルを裏表紙に印刷してありますので、切り取って御利用ください。
- ☆ **郵送により申告する場合で、償却資産申告書の控え(受付印押印済)の返送が必要な場合は、必ず切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。**
※郵便料金が改訂されました。郵便料金不足にご注意ください。
- ☆ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- ☆ **前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「償却資産申告書」と共に「種類別明細書」を必ず提出してください。**

【目次】

I 償却資産とは	2 ~ 4 ページ
II 償却資産の申告について	5 ~ 6 ページ
III 申告書類の作成方法	7 ~ 17 ページ
IV 償却資産の評価額及び税額の計算方法について	18 ~ 19 ページ

償却資産の申告はインターネットでも簡単にできます！(詳細は19ページ)

I 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます（地方税法第341条第4号〈固定資産税に関する用語の意義〉）。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

1 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構 築 物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設、よう壁等 建物附属設備 1 建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。）（詳しくは15ページ参照）
第2種	機 械 及 び 装 置	工作機械、印刷機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」、「00～09」、「000～099」、「00A～09Z」、「0A0～0Z9」及び「0AA～0ZZ」）、駐車場機械装置等
第3種	船	遊覧船、ボート、はしけ等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」、「90～99」、「900～999」、「90A～99Z」、「9A0～9Z9」及び「9AA～9ZZ」）及び農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車等。ただし、自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。
第6種	工 具、器 具 及 び 備 品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パーソナルコンピュータ、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

2 申告する資産とは

令和7年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、次の（1）（2）の要件を満たすものです。

（1）土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア 建設仮勘定で経理されている資産

イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）

オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

カ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産（リース資産は5ページ参照）

ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

- (2) 耐用年数が1年を超えて取得価額（1個又は1組当たり）が10万円以上の資産
 （ただし、法人の場合、10万円未満の資産でも減価償却した資産は申告の対象となります。）

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産 （平成11年1月1日以前に取得した資産については、横浜市償却資産センターにお問い合わせください。）	10万円未満	必要経費	申告対象外*
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外*
			減価償却	申告対象
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産 （平成10年4月1日以前に開始された事業年度に取得した資産については、横浜市償却資産センターにお問い合わせください。）	10万円未満	損金算入	申告対象外*
			3年間一括償却	申告対象外*
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外*
			減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象		

※税制改正により、対象資産に変更がありますので、17ページを参照してください。

3 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。（ ）内の数字は、各資産の耐用年数です。

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共 通	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パーソナルコンピュータ(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、舗装路面(10又は15)、その他
飲 食 業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、その他
理 容 業 美 容 業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)、その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、その他
小 売 業 食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、その他
加工・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)、その他
医 業 歯 科 医 業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、その他
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分(10)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(植木等)(20)、太陽光発電設備(17)、その他
農 業	果樹棚(14)、ビニールハウス(14)、農機具(トラクター(7)等)、その他

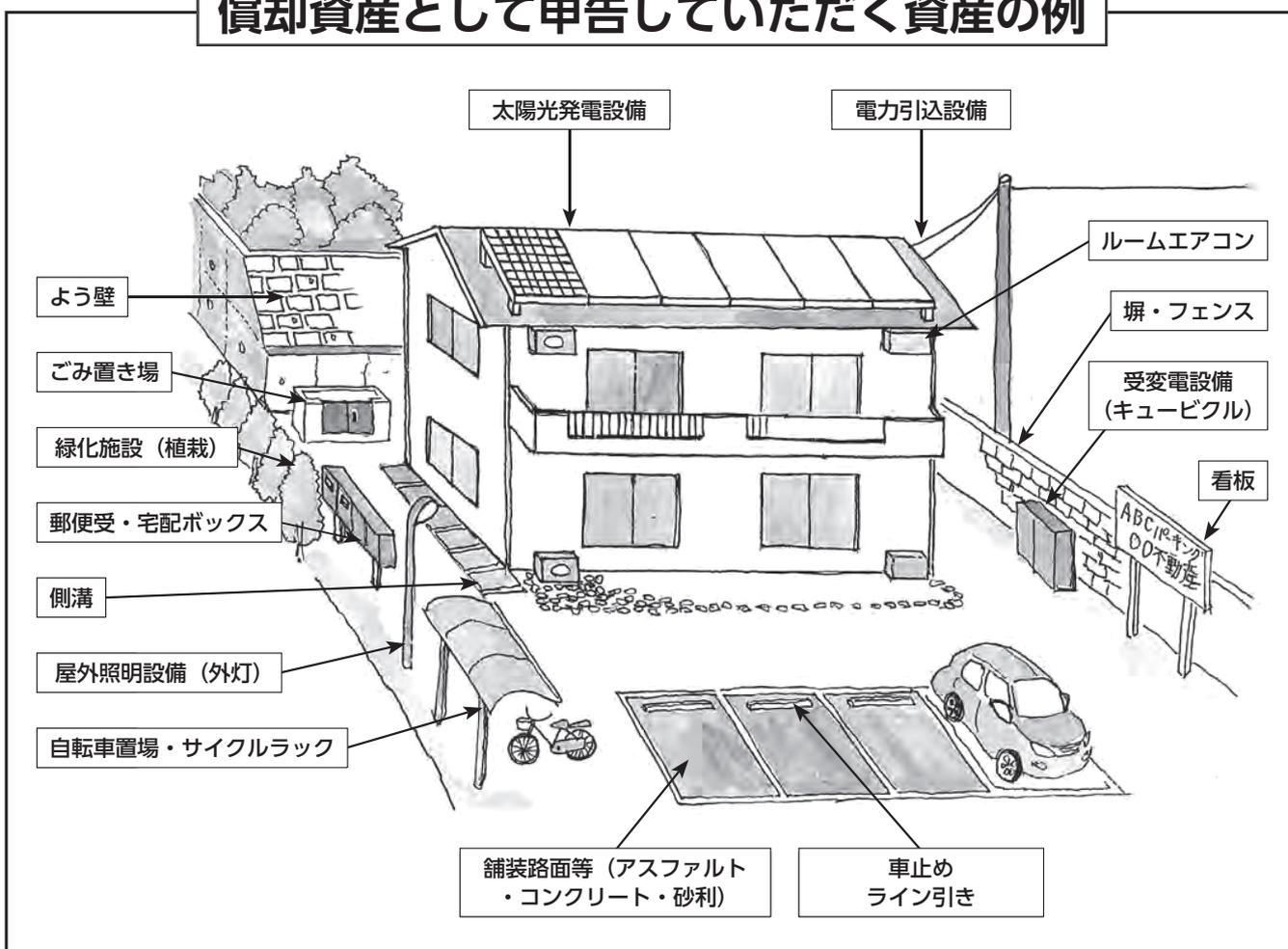
～賃貸用の不動産を所有されている方へ～ 償却資産の申告が必要です！

賃貸用のアパート・ビル・駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産に固定資産税がかかります。

償却資産に該当するものを例示しますと、次のとおりです。これらは、土地・家屋として評価すべきものではなく、**償却資産として申告が必要なものです。**

なお、所有されている資産が償却資産として申告対象なのかどうかわからない場合は、償却資産センターへお問合せください。

償却資産として申告していただく資産の例



資産の種類	資産例
構 築 物	外構工事 (駐車場舗装、門、塀、側溝、緑化施設(植栽)、ネット、フェンス、自転車置場、外灯)、看板等の広告設備、ごみ置き場など
建物附属設備 機械・装置	受変電設備 (キュービクル)、電力引込設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、太陽光発電設備 (屋根材一体型ソーラーパネルを除く) など
工具・器具・備品	ルームエアコン (壁掛型)、郵便受、宅配ボックスなど

II 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、**1月1日現在に償却資産を所有している方**です。

地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

- 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- 償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて申告してください（8ページを参照してください。）。
- 償却資産を所有していない場合は、「該当資産なし」と記入し、提出に御協力ください（8ページの記入例を参照してください。）。

2 リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

3 提出していただく書類

(1) 必ず提出していただくもの

資産の所在する区ごとに作成した ①「償却資産申告書」 ②「種類別明細書」

◎前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」を必ず提出してください。

(2) 該当する資産がある場合に提出していただくもの

- 非課税資産を所有されている場合 …………… 非課税適用届出書、事実を証明する書類
- 課税標準の特例がある資産を所有されている場合 …… 課税標準特例該当資産届出書兼明細書、事実を証明する書類
- 短縮耐用年数を適用された場合 …………… 国税局長の承認通知書（写）
- 増加償却をされた場合 …………… 税務署長への届出書（写）
- 減免該当資産を所有されている場合 …………… 減免申請書、事実を証明する書類

◎これらの書類を提出される場合は、申告書の「18 備考」欄に添付書類の名称を記載してください。

(3) 番号法に定める本人確認の資料

償却資産申告書にはマイナンバー（個人番号）（12桁）又は法人番号（13桁）の記載が必要です（共有の場合は記載不要です。）。

マイナンバー（個人番号）を記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施します。窓口・郵送による申告の際は、以下の本人確認資料を御提出ください。また、eLTAX（電子申告）による申告の場合で、事業の新規開始による初めての提出や、提出先団体に番号確認資料の提出実績が1団体もない場合は、番号確認資料の添付が必要です。

なお、法人番号を記載した場合には本人確認資料の提示・添付は不要です。

ア 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「マイナンバーカード ^{※1} 」「通知カード ^{※2} 」「住民票の写し（個人番号付き）」等
身元確認資料	①「マイナンバーカード ^{※1} 」「運転免許証」「旅券」等（①が困難な場合、②でも可） ②「横浜市から送付された氏名・住所（住民登録地）が印字済の償却資産申告書」等

※1 本人が申告書を提出する場合、マイナンバーカードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

イ 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料の写し	「本人のマイナンバーカード」「本人の通知カード ^{※2} 」「本人の住民票（個人番号付き）の写し」等
代理人の身元確認資料	「代理人のマイナンバーカード」「代理人の運転免許証」「代理人の旅券」「代理人の税理士証票」「登記事項証明書及び社員証（代理人が法人の場合）」等
代理権確認資料	「税務代理権限証書」「委任状」等

※2 「通知カード」については、令和2年5月25日に廃止されました。通知カードの記載事項が住民票の記載事項と一致している場合は、番号確認資料として引き続き御利用いただけます。

4 企業の電算処理により申告をされる場合（横浜市では全資産申告となります）

電算処理により申告される方は、毎年度、増減のあった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在横浜市内に所有しているすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書及び種類別明細書記入例（8～11ページ）を参考に次のとおり書類を作成し、提出してください。

償却資産申告書	<ol style="list-style-type: none"> 独自の申告書を使用する場合は、所有者コードを確認するため、本市の申告書（又はお知らせのはがき）を添付するか又は所有者コードを必ず転記してください。 資産件数欄がない場合は、資産件数を備考欄に記入してください（資産種類別に種類別明細書の一行を一件として集計）。 評価額（ホ）の欄を必ず記入してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<ol style="list-style-type: none"> 次の項目は必ず記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> 資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・減価残存率・耐用年数（改正耐用年数も含む）・価額・特例率（該当有の場合）・増加事由（1～4） 評価額は18、19ページを参照のうえ算出してください。 税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正年、改正前及び改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。 減少した資産のリストを種類別明細書に添付してください。 増加資産や減少資産がある場合は、増減事由を摘要欄等に記入してください。

5 提出期限

令和7年1月31日（金）です。

6 提出先

横浜市償却資産センター

〒231-8343 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

窓口は以下のとおり受付時間が限られており混雑しますので、**eLTAXによる電子申告又は郵送**を御利用ください。また、ファックスによる申告は受け付けておりません。

eLTAXの御利用方法については19ページを御覧ください。

◎窓口受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

◎申告書の控えについて

郵送による提出で、申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。切手を貼り付けた返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめ御了承ください。

※ 口座振替をご希望の方へ

◎第1期から口座振替を御希望の方は提出期限までに必ず提出して下さい。

【お問い合わせ先】

口座振替について：財政局納税管理課（TEL：045-671-3747）



【アクセス】

- ・みなとみらい線 日本大通り駅
3番出口から 徒歩3分
- ・市営バス 大さん橋入口バス停
下車 徒歩1分
- ・市営バス 芸術劇場・NHK前バス停
下車 徒歩2分

Ⅲ 申告書類の作成方法

1 作成の単位

資産の所在する区ごとに「償却資産申告書」、「種類別明細書」を作成してください。

- 同一区内に2か所以上の事業所がある場合は、主たる事業所でまとめて記載してください。
- 以下は紙による申告書類の記載方法です。電子申告により提出される方は、横浜市ウェブサイトをご覧ください。

横浜市 電子申告



2 作成していただく書類

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の注意事項にしたがって作成してください。

書類名	注意事項
償却資産申告書	申告書送達先・氏名が印字されている場合でも必ず記名してください。 資産に増減がない場合は、申告書の「18 備考」欄の「前年中資産増減なし」を○で囲んでください。
種類別明細書	1 資産内容が印字されていない場合（記入例1） 令和7年1月1日現在に所有しているすべての資産を記入してください。 2 資産内容が印字されている場合（記入例2） 前年までに申告されている資産が、すべて印字されています。 前年中に増減があった資産を加除修正してください。

※お送りした書類は感圧複写式（ノーカーボン）となっており、二枚目は控え用です。

※非課税・特例対象資産を所有されている方は、申告書類と共に各届出書を御提出ください。詳細については、12、13ページを御覧ください。

3 申告していただく事項

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

また、固定資産税の評価上、事業専用割合等による取得価額のおん分は認められていませんので、その資産の取得価額で申告してください。

取得価額が30万円未満の資産については、法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いについては、3、17ページの一覧表にて御確認ください。

(2) 耐用年数

耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には、次の3種類があります。

ア 法定耐用年数 …… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表を御覧ください。
基本的に、この耐用年数により申告してください。

イ 中古見積耐用年数 …… 耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。

ウ 短縮耐用年数 …… 法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付して提出してください。

(3) その他

所在、種類、数量、取得時期、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を、償却資産申告書及び種類別明細書記入例（8～11ページ）を参考に申告してください。

種類別明細書の記入例 1

初めて申告される方(資産内容が印字されていない場合)の種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法

①～⑧ について記入してください。

第1号様式		令和7年度		種類別明細書 (増加資産・全資産用)		横濱次郎		1枚のうち	
異動コード	資産の種類	取得年月	取得価額	改正耐用年数	課税標準の特例の適用率	減価償却率	価額	増加事由	摘要
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
01	事務所内装工事	50604	1200010	10	0.0	0.0	1000000	1	
02	つばさ橋駐車場アスファルト舗装	50605	3600002	10	0.0	0.0	3600000	1	
03	テレビ	50605	900000	5	0.0	0.0	900000	1	
04	パソコン(即時償却)	50611	280000	4	0.0	0.0	280000	1	
05	成接セット	50611	180000	8	0.0	0.0	180000	1	
06	エアコン	50701	700000	6	0.0	0.0	700000	1	
07								7	即時償却適用資産
08								8	1月1日取得資産
09									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
小計									

【増加事由】
該当する増加事由を○で囲んでください。
1=新品取得
2=中古品取得
3=移動による受入れ
4=その他
3の場合、摘要欄に移動前の所在地を記入してください。
4の場合、摘要欄に理由を記入してください。

【改正耐用年数】
耐用年数改正に該当する資産をお持ちの場合は、改正年数と改正後の耐用年数を記入してください。

【耐用年数】
法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。

【取得価額】
当該資産の取得価額を記入してください。

【取得年月】
3=昭和
4=平成
5=令和
(例)平成23年7月の場合は「42307」となります。

【資産の名称等】
資産の名称は20文字以内で記入してください。

この欄は記入不要です。

【資産の種類】
以下の数字で記入してください。
1=構築物(建物附属設備含む)
2=機械及び装置
3=船舶
4=航空機
5=車両及び運搬具
6=工具、器具及び備品

【摘要】
課税標準の特例が適用される資産・短縮耐用年数を適用している資産・増加償却を行っている資産についてその旨表示してください。
資産の価格の決定について必要な事項がある場合や、資産が増加した事由について特記すべき事項がある場合は、その旨表示してください。
1月1日に取得した資産については、その旨表示してください。

* 異動コード欄(18)、資産コード欄(22と30)等の※欄には記入しないでください。

種類別明細書の記入例 2

前年度以前に申告された方(資産内容が印字されている場合)の種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法

①～⑧ について記入してください。印字してある内容(前年度までの申告内容)に変更がある場合は、朱線2本で抹消し、その欄内の下段に正しい内容を記入してください。

行番コード	資産の種類	資産コード	資産の名称等	取得年月		取得価額	改正耐用年数	減価償却率	価額	増加事由	摘要
				年	月						
2	01	424000101	システム上1月1日に取得した資産は、その前年の12月を取得年月として印字されます。	424	09	1500000	15	0.858	295726	1.2	取得価額訂正
	02	424000107	受変電設備	424	12	2500000	15	0.858	369657	1.2	
	03	420000101	化学工業製品製造設備	419	05	1500000	13	0.***	75000	1.2	耐用年数改正もれ
	04	420000103	フラットパネルディスプレイ	419	04	7980000	08	0.***	3990000	1.2	
	05	411000101	コピー	423	12	800000	04	0.***	40000	1.2	6年度7月廃業
	06	423000102	パソコン	423	12	800000	04	0.***	40000	1.2	6年度中告もれ
	07		コピー	505	12	1000100	05	0.		1.2	令和6年8月継続が購入
	08		成程セット	424	07	400020	08	0.		1.2	即時償却適用資産
	09		パソコン(即時償却)	506	09	280003	04	0.		1.2	1月1日取得資産
	10		パソコン	507	01	300000	04	0.		1.2	取得資産
	20										

* 異動コード欄(18)、資産コード欄(22、30)等の※欄には記入しないでください。

【摘要】
課税標準の特例が適用される資産・短縮耐用年数を適用している資産・増加償却を行っている資産についてその旨表示してください。資産の価格の決定について必要な事項がある場合や資産が増加した事由について特記すべき事項がある場合は、その旨表示してください。
1月1日に取得した資産については、その旨表示してください。

【資産の名称等】
資産の名称は20文字以内で記入してください。増加資産については手書きで追記してください。

【取得年月】
3=昭和
4=平成
5=令和
(例)令和6年7月の場合は「50607」となります。

【取得価額】
当該資産の取得価額を記入してください。

【耐用年数】
法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。

【改正耐用年数】
耐用年数改正に該当する資産は、改正後の耐用年数を記入してください。

【増加事由】
該当する増加事由を○で囲んでください。
1=新品取得
2=中古品取得
3=移動による受入れ
4=その他

【資産の種類】
以下の数字で記入してください。
1=構築物(建物附属設備含む)
2=機械及び装置
3=船舶
4=航空機
5=車両及び運搬具
6=工具、器具及び備品

この欄は記入不要です。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古取得、3 移動による受入れ、4 その他の他のいずれかか○印を付けてください。

4 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、非課税の扱いとなり、固定資産税が課税されません。このような資産をお持ちの方は、「非課税適用届出書」を提出してください。記入方法については、14ページを御覧ください。

なお、「非課税適用届出書」の用紙は、以下の横浜市ウェブサイトからダウンロードしていただくか、横浜市償却資産センターに御請求ください（二次元コードは償却資産に関する申請書等様式・手引きのダウンロードサイトにアクセスします。）。

横浜 償却資産申告書等



【非課税の対象となる償却資産の例】（一部抜粋）

適用する非課税規定に応じて事業主体、事業内容が限定されていますので、所有資産の全てが非課税となるわけではありません。

非課税対象資産	地方税法第348条 (根拠規定)	添付資料
・ 宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物及び境内地	第2項 第3号	定款、法人登記簿謄本等
・ 学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産 ・ 公益社団法人、公益財団法人が図書館において直接その用に供する固定資産 ・ 公益社団法人、公益財団法人、宗教法人が博物館法第2条第1項に規定する博物館において直接その用に供する固定資産	第2項 第9号	定款、認可証の写し等
・ 社会福祉法人が保護施設の用に供する固定資産	第2項 第10号	定款、法人登記簿謄本、 認可証又は指定書の写し 等
・ 社会福祉法人等が小規模保育事業の用に供する固定資産	第2項 第10号の2	(施設例) 救護施設 授産施設 小規模保育 保育所 児童養護施設 児童発達支援センター 認定こども園 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 福祉ホーム 身体障害者福祉センター 老人デイサービス 生計困難者のために、無 料又は低額な料金で診療 を行う事業 放課後児童健全育成事業 地域子育て支援拠点事業 事業所内保育事業等
・ 社会福祉法人等が児童福祉施設の用に供する固定資産	第2項 第10号の3	
・ 学校法人、社会福祉法人等が認定こども園の用に供する固定資産	第2項 第10号の4	
・ 社会福祉法人等が老人福祉施設の用に供する固定資産	第2項 第10号の5	
・ 社会福祉法人が障害者支援施設の用に供する固定資産	第2項 第10号の6	
・ 社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する固定資産	第2項 第10号の7※	
・ 更生保護法人が更生保護事業の用に供する固定資産	第2項 第10号の8	
・ 介護保険法の規定により包括的支援事業の委託を受けた者が包括的支援事業の用に供する固定資産	第2項 第10号の9	
・ 児童福祉法の規定により事業所内保育事業の認可を得た者が事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する固定資産	第2項 第10号の10	

※社会福祉事業の実施主体が一般財団法人やNPO法人等の場合は、非課税に該当する団体であることについて神奈川県等から証明を取得する必要がある場合があります。

5 課税標準の特例の適用をうける償却資産

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。このような資産をお持ちの方は、「償却資産課税標準特例該当資産届出書兼明細書」を提出してください。記入方法については、14ページを御覧ください。

なお、「償却資産課税標準特例該当資産届出書兼明細書」の用紙は、以下の横浜市ウェブサイトからダウンロードしていただくか、横浜市償却資産センターに御請求ください（二次元コードは償却資産に関する申請書等様式・手引きのダウンロードサイトにアクセスします。）。

横浜 償却資産申告書等



【課税標準の特例の対象となる償却資産の例】（一部抜粋）

特例対象資産	地方税法 (根拠規定)	特例率	添付書類	
ガス事業用資産	第349条の3第2項	最初の5年 1/3 次の5年 2/3		
内航船舶	第349条の3第5項	1/2	・船舶原簿、船舶票及び登録票の写し等	
被災償却資産に代わるものと認められる償却資産を取得又は改良した資産	第349条の3の4	1/2	・詳しくはお問い合わせください	
汚水又は廃液の処理施設	附 則 第 15 条	第2項第1号 1/3 (注1)	・特定施設設置（使用、変更）届出書の写し	
ごみ処理施設		第2項第2号 1/2	・一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し	
一般廃棄物の最終処分場		第2項第3号 2/3		
産業廃棄物処理施設		第2項第4号 1/3		・産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し ・環境大臣の認定を受けている場合は、それが分かる書類の写し
下水道除害施設		第2項第5号 3/4 (注1)	・除害施設新設等届出書の写し	
低公害車用水素供給施設		第7項 5/6	・燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金交付決定通知書の写し	
太陽光発電設備		1万kW未満	第25項第1号イ 1/2 (注1)	・詳しくはお問い合わせください
		1万kW以上	第25項第3号イ 7/12 (注1)	
風力発電設備		20kW以上	第25項第1号ロ 1/2 (注1)	・再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
		20kW未満	第25項第3号ロ 7/12 (注1)	
水力発電設備		5千kW以上	第25項第3号ハ 7/12 (注1)	
		5千kW未満	第25項第4号イ 1/3 (注1)	
地熱発電設備		1万kW未満	第25項第1号ハ 1/2 (注1)	
		1万kW以上	第25項第4号ロ 1/3 (注1)	
バイオマス発電設備		1万kW以上2万kW未満	第25項第1号ニ 1/2 (注1)	
	1万kW以上2万kW未満	第25項第2号 11/14 (注1)		
	1万kW未満	第25項第4号ハ 1/3 (注1)		
雨水貯留浸透施設	第41項 1/6 (注1)	・詳しくはお問い合わせください		
令和5年4月以降に中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備	第44項	1/2又は 1/3	・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し（先端設備等導入計画を含む） ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し（特例率1/3を受ける場合に必要） ・先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例チェックシート（横浜市様式） ・リース契約書の写し（注2） ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し（注2）	
令和5年3月以前に中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物	旧法附則第64条	零（0）	・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し（先端設備等導入計画を含む） ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・工業会等による仕様等証明書 ・先端設備等に係る誓約書の写し（認定後に工業会等による仕様等証明書を取得した場合のみ） ・先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例チェックシート（横浜市様式） ・リース契約書の写し（注2） ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し（注2）	

(注1) 地方自治体が特例率を条例で定めることが出来る仕組み「**わがまち特例**」が導入されています。横浜市のわがまち特例については、以下のページ「わがまち特例について」を御覧ください。

横浜市 償却資産 お知らせ



(注2) ファイナンス・リースに関してリース会社が申請を行う場合に必要書類です。

非課税適用届出書の記入例

非課税となる資産を所有されている方の記入方法

第58号様式(その2)

1~19 について記入してください。

令和7年1月15日 横浜市 鶴見区 令和7年度固定資産税(償却資産)非課税適用届出書(提出用)

住所: 横浜市鶴見区鶴見中央三丁目〇〇-〇

所有者: 横浜 次郎

事業種目: 不動産賃貸、管理業 (3百万円)

資産種類	資産の名称等	数量	取得年月	耐用年数	取得価額	適用条文	関係法令名	装置の中での当該資産の果たす機能	期末簿価	添付書類関係者(届出等)の有無	理由発生年月日
6	家具一式	1	R6年9月15日	10	2,000,000円	法第348条第〇項第〇号	〇〇〇法		〇	有	R6年9月14日

【資産の種類】以下の数字で記入してください。
 1=構築物(建物附属設備含む)
 2=機械及び装置
 3=船舶
 4=航空機
 5=車両及び運搬具
 6=工具、器具及び備品

【耐用年数】法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。

【取得価額】当該資産の取得価額を記入してください。

【理由発生年月日】非課税事由が発生した年月日を記入してください。

(注意) 1 太線内を記入してください。
 2 資産種類順かつ1資産ごとに記入してください。ただし、資産名、取得年月が同じものについては1行に記入してください。

課税標準特例該当資産届出書兼明細書の記入例

課税標準の特例となる資産を所有されている方の記入方法

太枠で囲まれた各項目(1~11)の内容を記入してください。

第61号様式の4

令和7年度償却資産課税標準特例該当資産届出書兼明細書(提出用)

所有者住所(法人にあっては本店所在地): 横浜市神奈川区広台木田町〇〇

所有者氏名: 横浜 信却メカニク

資産所在地: 神奈川区広台木田町〇〇

所有者コード: 109999999

適用項目	資産種類	資産件数	取得価額	評価額	課税標準額	減額分	特例コード	評価額(円)
第〇項(〇)	構築物	1	2,000,000					
第〇項(〇)	機械及び装置							
第〇項(〇)	工具、器具及び備品							
第〇項(〇)	合計	1	2,000,000					
第1項(1)	構築物							
第1項(1)	機械及び装置							
第1項(1)	船舶							
第1項(1)	車両及び運搬具							
第1項(1)	工具、器具及び備品							
第1項(1)	合計							

行種別	申告区分	資産の名称等	取得年月	耐用年数	取得価額	特例コード	年度評価額
1	2507000110	熱分離配線装置	R06	10	2,000,000		

【特例適用項目】課税標準の特例が適用される根拠となる項目を記入してください。なお、旧法附則第64条(先端設備)の特例の適用を受ける場合は、二重線で消した後、64条と記載ください。記載例) 5 第 項 ← 64条 8 法附則第15条第 項 64条

【申告区分】種類別明細書の課税標準の特例対象資産の「種類」及び「資産コード」を記入してください。

【資産の名称等】資産の名称は20文字以内で記入してください。

【耐用年数】法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。

【取得価額】当該資産の取得価額を記入してください。

(注意) 1 太線内を記入してください。
 2 増減資産申告の場合は新たに特例に該当することとなった資産のみを、全資産申告の場合は特例に該当する資産すべてを記入してください。

6 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び横浜市市税条例第58条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

7 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもありますので、御了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり、納期は1回となります。そのほか調査の結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

8 国税資料等の閲覧について

横浜市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、横浜市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので御協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめ御了承ください。

9 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分（次ページの区分表を参照してください。）

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

償却資産として区分されるため申告の対象となるもの	単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器として性格の強いもの
家屋として区分されるため申告の対象とはならないもの	家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、污水处理装置、冷却装置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や污水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室(人が作業することが想定されない部屋)に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となりますので、償却資産申告の対象外です。

(2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、地方税法第343条第10項及び横浜市市税条例第41条第10項の規定により、**テナントの方が償却資産として申告してください。**

(3) 家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のとおりです。

家屋と設備等の所有関係が異なる(テナント等)場合は、当該設備等はすべて償却資産申告の対象です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係が同じ場合 (自己所有家屋に取り付けた設備等)		
			家屋 として評価	償却資産 として申告	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○		
電気設備	受変電設備	設備一式(キュービクル等)		○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○	
	中央監視設備	設備一式		○	
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式			○
		屋内設備一式		○	
	電力引込設備	引込工事			○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			○
		上記以外の設備(エレベータ・空調設備用等)		○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器			○
		配管・配線、端子盤等		○	
	LAN設備	設備一式			○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			○
		配管・配線等		○	
	監視カメラ (ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器			○
配管・配線等			○		
避雷設備	設備一式		○		
火災報知設備	設備一式		○		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			○
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○		
	給湯設備	局所式給湯設備(洗面台等に直結の電気温水器等)			○
		局所式給湯設備(ユニットバス用等、給湯配管を伴うもの)、中央式給湯設備		○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			○
		屋内の配管等		○	
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)		○		
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			○	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○		
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備			○
		上記以外の設備		○	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			○
		上記以外の設備		○	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機			○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等		○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			○
		上記以外の設備(給湯室のミニキッチン等)		○	
その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易問仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			○	
外構工事	外構工事	工事一式(舗装・門・塀・緑化施設等)			○

10 法人税・所得税との比較

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、御留意ください。

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様。	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度（建物については旧定額法） 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度（建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物は定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。（注1）	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。（租税特別措置法）
増加償却	認められます。	認められます。（法人税法・所得税法）
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）（注2）	原則区分評価
少額の減価償却資産（使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産）	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注3）（注6）	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする（法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条）
一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注4）（注6）	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能（法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条）
即時償却資産（中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産）	課税対象になります。（注5）	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能（租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5）

（注1）圧縮記帳の制度は認められていませんので、**圧縮前の取得価額としてください。**

（注2）平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、**固定資産税（償却資産）における取扱いには変更はありません。**

（注3）法人は減価償却することもできますが、この場合は**固定資産税（償却資産）の課税対象となります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注4）法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注5）中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、平成15年4月1日から令和8年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます（平成18年4月1日以降は上限300万円まで）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。**固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象となります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注6）令和4年4月1日以降に取得し、かつ、貸付け（主要な業務として行われるものを除く。）の用に供した資産は、取扱いが変更となりましたので御留意ください。

IV 償却資産の評価額及び税額の計算方法について

1 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

ア 前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

[減価残存率表]

(これは固定資産税に係る残存率表です。)

区分	減価残存率		区分	減価残存率		区分	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
耐用年数	(1-r/2)	(1-r)	耐用年数	(1-r/2)	(1-r)	耐用年数	(1-r/2)	(1-r)
—			21年	0.948	0.896	41年	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22年	0.950	0.901	42年	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23年	0.952	0.905	43年	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24年	0.954	0.908	44年	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25年	0.956	0.912	45年	0.975	0.950
6年	0.840	0.681	26年	0.957	0.915	46年	0.975	0.951
7年	0.860	0.720	27年	0.959	0.918	47年	0.976	0.952
8年	0.875	0.750	28年	0.960	0.921	48年	0.976	0.953
9年	0.887	0.774	29年	0.962	0.924	49年	0.977	0.954
10年	0.897	0.794	30年	0.963	0.926	50年	0.977	0.955
11年	0.905	0.811	31年	0.964	0.928	51年	0.978	0.956
12年	0.912	0.825	32年	0.965	0.931	52年	0.978	0.957
13年	0.919	0.838	33年	0.966	0.933	53年	0.978	0.957
14年	0.924	0.848	34年	0.967	0.934	54年	0.979	0.958
15年	0.929	0.858	35年	0.968	0.936	55年	0.979	0.959
16年	0.933	0.866	36年	0.969	0.938	56年	0.980	0.960
17年	0.936	0.873	37年	0.970	0.940	57年	0.980	0.960
18年	0.940	0.880	38年	0.970	0.941	58年	0.980	0.961
19年	0.943	0.886	39年	0.971	0.943	59年	0.981	0.962
20年	0.945	0.891	40年	0.972	0.944	60年	0.981	0.962

※ rとは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

【例えば】 取得価額250,000円、取得時期令和6年5月、耐用年数4年のパソコンの場合
(耐用年数4年、前年中の取得のものの減価残存率 …… 0.781)
(耐用年数4年、前年前の取得のものの減価残存率 …… 0.562)

令和7年度 = 250,000円 × 0.781 = 195,250円

令和8年度 = 195,250円 × 0.562 = 109,730円

令和9年度 = 109,730円 × 0.562 = 61,668円

令和10年度 = 61,668円 × 0.562 = 34,657円

令和11年度 = 34,657円 × 0.562 = 19,477円

令和12年度 = 19,477円 × 0.562 = 10,946円 < 12,500円

※ 令和12年度で算出額が取得価額の5% (12,500円) より小さくなりますので、以降12,500円で評価されます。

2 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価し、3月31日までに市長が価格（評価額）を決定します。

なお、償却資産の価格等を決定しますと、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。

この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間、審査の申出をすることができます。

3 税額の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課 税 標 準 額 ※} \\ \hline \text{(1,000円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税 率 (1.4\%)} \\ \hline \end{array}$$

※課税標準額とは一つの区の区域内に所在する資産の価格の合計です（1,000円未満切り捨て）。

免 税 点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

【例えば】

A区とB区に資産をお持ちのC社の場合

A区所在の資産の合計の課税標準額が1,457,000円 → 課税されず、納税通知書及び納付書は発送されません。

B区所在の資産の合計の課税標準額が1,689,000円 → 課税され、納税通知書及び納付書が発送されます。

申告書の提出は ^{エルタックス} eLTAX による電子申告を御利用ください!

- インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから申告等の手続きを行うことができます。
- 利用届出（新規）を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。
- PCdeskで固定資産税（償却資産）申告データのCSV取り込みによる作成が可能です。

* ^{エルタックス} eLTAX の御利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください!

● ホームページ : <https://www.eltax.lta.go.jp/> エルタックス 検索 

● 電 話 : **0570-081459** (ハイシンコク)

IP 電話や PHS からは : 03-5521-0019

※ 申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください!

納付は エルタックス **eLTAX** による電子納付を御利用ください！

地方税共同機構が運営する「eLTAX」を利用し、窓口に出向かずに全ての地方公共団体へ、一括で電子納付することができます！

【横浜市の対象税目】

地方税お支払サイト：固定資産税(償却資産)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、
個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、軽自動車税(種別割)

eLTAX対応ソフトウェア：個人市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)、個人市民税・県民税(退職所得)、
法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税

【納付方法】

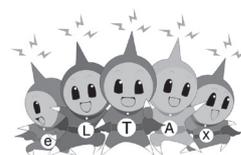
インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付、ATM(※1)、スマホ決済(※2)

※1 ATMは、ペイジー対応機種に限ります。

※2 スマホ決済は、地方税お支払サイト対応税目に限ります。

詳しくはホームページを御確認ください。
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

エルタックス 検索



申告書の提出前に次の確認をお願いします。

チェック

- 申告書：連絡先の記入はありますか？
- 申告書：資産所在地の記入はありますか？
- 申告書：マイナンバー（個人番号）又は法人番号の記入はありますか？
- 種類別明細書：所有者コードの記入はありますか？
- 種類別明細書：増加資産の耐用年数の記入はありますか？
- 種類別明細書：増加事由の欄（1～4）の記入はありますか？
- 必要な料金分の切手を封筒に貼ってありますか？

非課税、特例の対象資産をお持ちの場合は、同時に届出書の提出をお願いします。

↓ 申告書を郵送で提出する場合は、こちらのラベルを封筒に貼付し御利用ください。

※郵便料金が改訂になりました。郵便料金不足にご注意ください。

〒231-8343

横浜市中区山下町2番地

産業貿易センタービル5階

横浜市償却資産センター 行

(この封筒に入っている申告書の区に○印を付けてください。)

鶴見 神奈川 西 中 南 港南 保土ヶ谷 旭 磯子
金沢 港北 緑 青葉 都筑 泉 栄 戸塚 瀬谷

お問合せ先

横浜市償却資産センター（財政局償却資産課）

〒231-8343

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話 045(671)4384

ファックス 045(663)9347

Eメール za-shoukyakushisan@city.yokohama.lg.jp

横浜 償却資産のページ

検索



令和6年12月発行

発行／横浜市財政局主税部固定資産税課